大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 8年11月11日

名古屋市長　　広　　沢　　一　　郎

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ＮＰ共同ビル

名古屋市中区栄三丁目2901番　ほか25筆

2　変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
39,977㎡	31,573㎡

(2) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
名古屋パルコ第 1駐車場	255台	214台	270台	214台
名古屋パルコ第 2駐車場	235台	163台	240台	234台
名古屋パルコ南館駐車場	67台	―	72台	―
その他駐車場	338台	変更なし	4,109台	変更なし
計	895台	715台	4,691台	4,557台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設	面積	
	変更前	変更後
名古屋パルコ西館　1階荷捌き所	104㎡	変更なし
名古屋パルコ西館　地下 3階荷捌き所	131㎡	変更なし
名古屋パルコ東館　1階荷捌き所	77㎡	変更なし
名古屋パルコ南館　1階荷捌き所	59㎡	―
計	371㎡	312㎡

荷さばき施設の位置については、縦覧によります。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設	容量	
	変更前	変更後
名古屋パルコ西館　地下 3階	250㎥	250.29㎥
名古屋パルコ東館　地下 2階	12㎥	32.50㎥
名古屋パルコ南館　地下 1階	8㎥	―
計	270㎥	282.79㎥

廃棄物等の保管施設の位置については、縦覧によります。

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
名古屋パルコ南館駐車場	午前 9時00分から 午後11時00分まで ただし、年間 5日は 午前 8時00分から午 後11時00分まで	―

(6) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
名古屋パルコ南館駐車場	1箇所	―
ナディアパーク地下駐車場	1箇所	2箇所
その他駐車場	24箇所	変更なし
計	26箇所	変更なし

駐車場の自動車の出入口の位置については、縦覧によります。

(7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯	
	変更前	変更後
名古屋パルコ西館　1階荷捌き所	午前 7時00分から 午後 9時00分まで	変更なし
名古屋パルコ西館　地下 3階荷捌き所	午前 7時00分から 午後 7時00分まで	変更なし
名古屋パルコ東館　1階荷捌き所	午前 7時00分から 午後 9時00分まで	変更なし
名古屋パルコ南館　1階荷捌き所	午前 7時00分から 午後 9時00分まで	―

3　変更の日

令和 9年 2月28日

4　変更しようとする理由

名古屋パルコ南館及び南館駐車場の閉鎖等に伴う、各事項の変更のため

5　届出の日

令和 8年10月29日

6　届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7　届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 8年11月11日から令和 9年 3月11日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に

ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

令和 9年 3月11日　　名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課